

報道資料

平成22年3月16日

消費・生活安全課

担当：姫野、村田

内線：3182・3185

食品衛生法に適合しない容器包装の使用について インド産はちみつの容器包装（キャップ）の鉛基準違反（第2報）

このことについて、3月9日、報道資料提供しましたが、下記のとおり、県で実施した試験結果が判明しましたので、お知らせします。

記

1. 県が実施した容器包装の一般規格試験（合成樹脂）結果（保健環境研究センター）

分析試験項目		食品衛生法基準	結果
器具 及び 包装 規格 試験	材質試験	鉛	不適:1300 μ g/g
		カドミウム	適合
	溶出試験	重金属（鉛として）	適合

※本件はちみつの安全性については、県の溶出検査結果及び開封するまでキャップに接触しないことから、はちみつへの移染の可能性は極めて低いと考えられます。

2. 自主回収の状況

輸入者は、次の方法により、情報提供を行い、回収を呼びかけています。

- ・ 自社のホームページにて掲載
- ・ 販売店にてポップ表示
- ・ 県及び関係自治体のホームページにて掲載